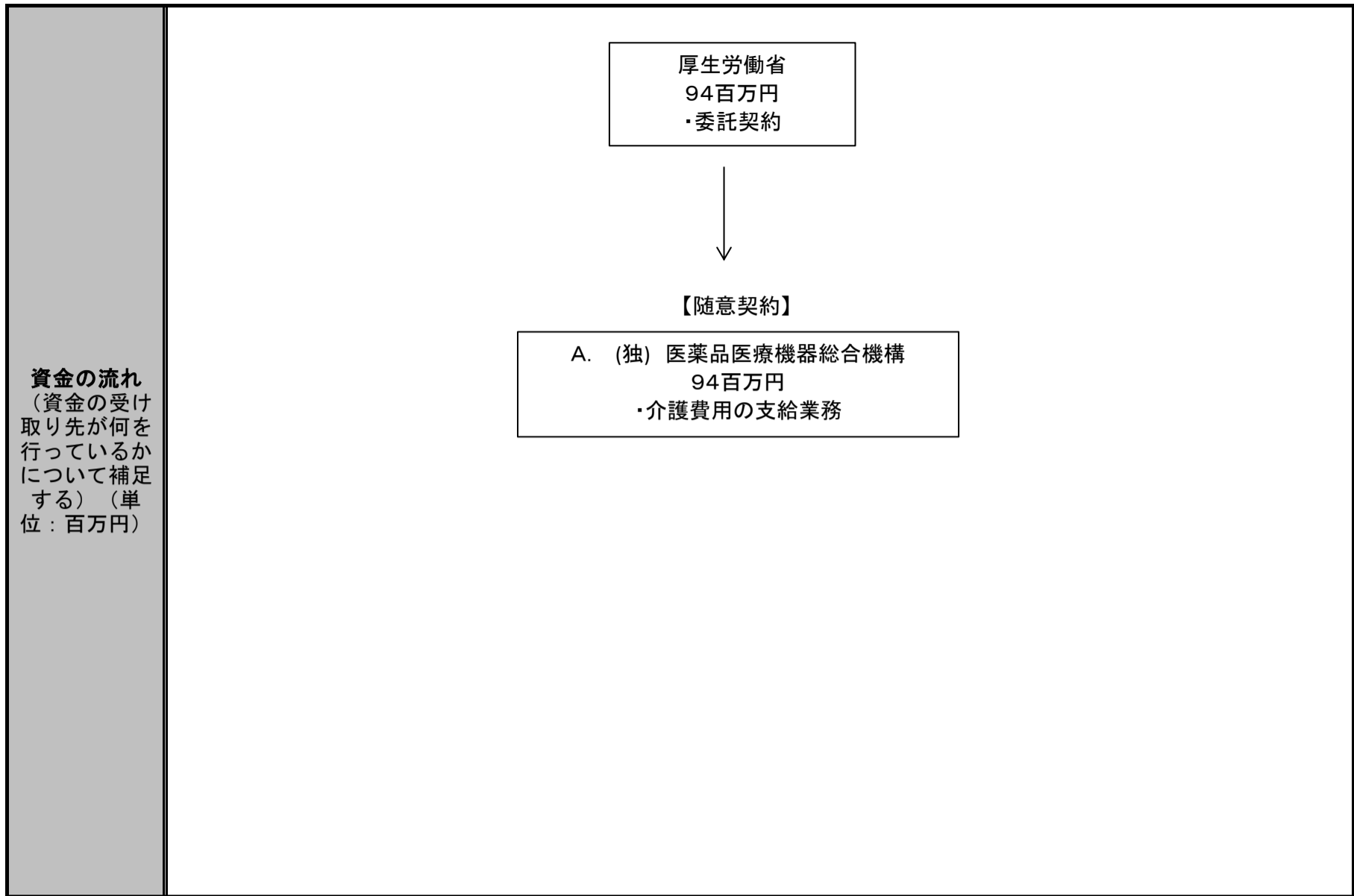


平成23年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名		医薬品事故障害者対策事業		担当部局庁	医薬食品局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度		昭和55年度～		担当課室	総務課医薬品副作用被害対策室		室長 鳥井 陽一		
会計区分		一般会計		施策名	IV-1-8 医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 附則第15条		関係する計画、 通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		和解が成立したスモン患者のうち介護を必要とする重症者についての介護事業を実施し、もってスモン患者の福祉の向上に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)		和解が成立したスモン患者のうち介護を必要とする重症者についての介護事業を実施するため、介護費用の支給業務を行う。							
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
		予算の状況	当初予算	113	110	103	99	94	
			補正予算						
			繰越し等						
			計	113	110	103	99	94	
			執行額	108	101	94			
	執行率(%)	96%	92%	91%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
		和解が成立したスモン患者のうち介護を必要とする重症者に対する介護費用の支払いを(独)医薬品医療機器総合機構に委託し、実施しているものであるため成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。		成果実績	-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
		和解が成立したスモン患者のうち介護を必要とする重症者に対する介護費用の支払いを(独)医薬品医療機器総合機構に委託し、実施しているものであるため活動指標及び活動実績の策定には馴染まない。		活動実績 (当初見込み)	-	-	-	-	() ()
単位当たりコスト		-		算出根拠		-			
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	介護費	98	93						
	事務費	1	1						
	計	99	94						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	－	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	×	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	(独)医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)の前身である医薬品副作用被害救済基金(以下「基金」という。)は、スモン事件を契機として設立され、また、スモン患者に対する事業を基金が実施できるよう国会で採択されている。そうした経緯から、本事業は現在に至るまで国及び企業の委託を受けて機構が実施しており、機構以外が事業の実施することで受給者に新たな負担や混乱が生じる恐れがあるため、機構との随意契約を締結するものである。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は和解当時の厚生大臣が署名した確認事項に基づく協議により、開始された恒久対策である。 ・本事業22年度予算103百万円のうち、予算額の99%が介護費用であり、見直しの余地はない。 ・昭和54年9月のスモン訴訟の和解に伴い、裁判上の和解が成立したスモン患者に対し、下記の業務を原因企業から医薬品医療機器総合機構に委託されており、本事業も医薬品医療機器総合機構に委託することが、業務上効率的である。 <ul style="list-style-type: none"> ①和解者全員に対する健康管理手当の支給業務(全額製薬企業負担) ②超重症者及び超々重症者に対する介護費用の支給業務(全額製薬企業負担) 		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	<p>医薬品事故障害者対策事業については、スモン訴訟の和解に伴い、国の恒久対策として実施している事業であり、見直しの余地はほとんど無いものの、執行実態を精査のうえ、必要な見直しを行うこと。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
<p>事業実績を勘案し、介護費用の支給対象となる重症スモン患者数の見直しを行った。 (反映額: ▲5百万円)</p>			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			



費目・用途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.(独) 医薬品医療機器総合機構					
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	介護費	重症スモン患者に対する介護費用	93			
	事務費	介護費用の支給業務に必要な消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等	1			
	計		94	計		0

支出先上位10者リスト
 A.(独) 医薬品医療機器総合機構

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独) 医薬品医療機器総合機構	重症スモン患者に対する介護費用支給業務	94		